

サンフランシスコ講和条約発効から60年

人は領土や戸籍の付属物なのか ふたつの最高裁判決の落差を問う

問い合わせ：**日本国籍のなくずし剥奪を許さない会** 事務局・井上
サイト：<http://kokuseki.info>（書面・書証・判決・関連資料を公開）
電話・FAX：03-3330-3016

1. 日本国籍なんかほしくはないが、捨てた覚えもない ほしいのは捨てる権利だ

1950年、日本国籍をもつ両親から日本で生まれたキム・ミョンガンさんは、生まれながらの日本国籍者です。1952年、サンフランシスコ講和条約の発効に伴い日本が朝鮮半島に対する一切の主権を放棄したことにより、キムさんは日本在住であったにもかかわらず、父母の出身地が朝鮮（内地戸籍をもたない）という理由で、一方的に日本国籍を剥奪される扱い（本件処分）を受けてきました。

このことが憲法10条（国籍要件法定主義）・13条（個人の尊重、幸福追求権、国籍を保有する権利＝恣意的に国籍を奪われない権利）・14条（法の下での平等、生まれによる差別禁止）に違反し無効であるとして、キムさんが国に対し日本国籍を有することの確認ならびに慰謝料の支払いを求めるとともに、日本国籍剥奪を追認した1961年最高裁大法廷判決の誤りを正すものです（2010年9月8日東京地裁に提訴、2011年7月20日一審判決、2011年8月3日控訴、2012年3月28日控訴審判決）。

「日本国籍なんかほしくはないが、捨てた覚えもない。ほしいのは捨てる権利だ。」キムさんがこの裁判を通じて求めているのは、自らの意思で国籍を選ぶ権利です。これは内国人として国による国籍剥奪＝恣意的棄民の是非を問う裁判です。

2. 在日朝鮮人・台湾人がもつ日本国籍とは

1910年、日韓併合条約によって、朝鮮人は一方的に日本国民（日本国籍者）にされました。1922年、日本は、朝鮮総督府令に基づく朝鮮戸籍（外地戸籍）を制定。外地戸籍と内地戸籍との間の戸籍異動を認めませんでした。その例外が、一方の地域の家に入り他方の地域の家を去る婚姻や養子縁組でした（共通法第3条）。

1950年、日本国籍をもつ両親から日本で生まれたキム・ミョンガンさんは、日本国籍をもって生まれてきました。

1952年4月19日、戸籍事務を所管する法務府民事局長は、同年4月28日のサンフランシスコ講和条約（サ条約）の発効に伴い、朝鮮人・台湾人男性と婚姻する日本人女性を内地戸籍から除籍する取り扱いをやめるよう通達。その際「朝鮮・台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」などと、



©榎村さとる

その職務権限を超える内容を記載。これによってキムさんをはじめ朝鮮人・台湾人は、国籍国である日本政府から一方的に日本国籍を剥奪される「扱い」（本件処分）を受けることとなり、今日に至ります（通達の新解釈については、当会サイトに掲載している戸籍研究者「佐藤文明講演録」一審甲13号証参照）。

日本国籍者である朝鮮人・台湾人の国籍変動については、サ条約に明文規定はなく、国内法が作られることも、国籍選択権が認められることもありませんでした。「日本政府は日本国民に二種類作ってきた。その道具の一つが戸籍だったというカラクリ。」戸籍や国籍で人を切り裂いて弄ぶ「恥辱のキャッチボール」です。

3. 人は領土や戸籍の付属物なのか

国籍剥奪の「扱い」を受けたのは、サ条約発効前に日本国籍者たる朝鮮人・台湾人男性と婚姻した日本人女性（外地戸籍に入籍し内地戸籍から除籍）も同様でした。

1961年4月5日、日本人女性の国籍確認裁判で最高裁大法廷は、サ条約の領土放棄に関する規定を「根拠」として、家制度の残滓である戸籍を基準とする自国民からの国籍剥奪を追認しました。判決は、政府による自国民からの国籍剥奪＝恣意的棄民を、まるで人が領土や戸籍の付属物であるかのように容認するものであり、個人の尊厳や法の下の平等を謳った日本国憲法の趣旨とは全く相容れません。

その後、憲法論不在のこの最高裁判決が踏襲され、日本国籍確認を求める朝鮮人・台湾人の訴えはすべて退けられてきました。本裁判でも、国の主張も一審の判決も、最高裁判決の文言を繰り返すばかりで、憲法論を露骨に回避してきました。

4. ふたつの最高裁判決の「落差」を問う

2008年6月4日、最高裁は国籍法3条違憲判決のなかで、本人の意思や努力によらない根拠による国籍の差別的取り扱いに対し、憲法14条（生まれによる差別）との関係で慎重に扱うべきとの見解を示しました。

一方、1961年判決は、本人の意思にも努力にもよらない理由によって現に有する国籍の剥奪を容認しました。問いたいのは、最高裁の両判決における「落差」です。

5. 住民とはだれか それを決めるのはだれか - 隣人とずっと一緒に暮らす権利

サ条約発効から60年目の今年、住基法・入管（特例）法の大改定により自治事務である住民基本台帳事務に対する国の管理が強化され、マイナンバー（私の背番号）法・秘密保全法の導入と相俟って地方自治・住民自治が破壊されようとしています。

憲法92条は地方自治体について「地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定。これを受け地方自治法は「市町村の区域内に住所を有する者」を住民と定めました。サ条約が発効した日、日本国籍をもたない住民を除外する住民登録法の施行法と、彼ら彼女らを管理統制する外国人登録法・入国管理令改定法が成立。

キムさんは1975年、当時住んでいた京都市の市長に対し「私は住民なのか」と公開質問状を出し、外登ではなく住民登録を求めました。1981年には外登法・入管法の管理に反発し、指紋を採らせませんでした。本裁判はその延長線上にあります。